

「厚生労働大臣が定める掲示事項等」

■医療DX推進について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

→医療DX推進体制整備加算

- 初診時 9 点

→医療情報取得加算

- 初診時 1 点

- 再診時(3ヶ月に1回) 1 点

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

■明細書発行体制等加算について

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。

■後発医薬品について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善を目的に後発医薬品(ジェネリック医薬品:先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品)を積極的に採用しております。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の供給や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

ご理解賜りますようよろしくお願ひ致します。

〈一般名での処方について〉

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方(有効成分の名称で処方すること)を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

〈長期収載品の処方又は調剤に関する事項について〉

令和6年10月1日の制度改革により、一部先発医薬品をご希望する場合、一部負担金(選定療養)が導入されます。

ご不明な点がありましたら診療の際、院長にご相談ください。

■時間外対応加算について

当院では、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算1」(患者様1名につき1回5点)を算定させていただいております。

通院中の患者様に対し、診療時間外に緊急の相談がある場合に電話等での問い合わせに対応できる体制を整えております。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております。